

【●●町内会防犯カメラ管理・運用規程（参考例）】

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーに配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、●●町内会に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは●●町内会における犯罪の防止及び事故防止のために設置するものとする。

3 管理責任者等

- ① 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- ② 管理責任者は、●●町内会長とする。
- ③ 管理責任者は防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。
- ④ 操作取扱者は、●●町内会長が指定する者とする。
- ⑤ 管理責任者の責務は次のとおりとする。

ア 画像等により知り得た情報の漏えい又は不正な使用の防止のための必要な措置に関すること。

イ 操作取扱者に対する指導、監督に関すること。

ウ その他画像等の適正な取扱いに関すること。

4 設置の場所等

① 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、●●町内会に●台の防犯カメラを設置する。

② 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には設置者名を記載するものとする。

③ モニター及び記録された記録媒体は、管理責任者宅で管理し、設置目的以外には使用しないものとする。

5 画像の保管等

① 保存期間

保存期間は、●日とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。

② 画像等の消去

保存期間を経過した画像等は、上書き等により速やかにかつ確実に消去するものとする。

記録された記録媒体を廃棄する場合には管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。

6 画像等の利用及び提供の制限

記録された画像等は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。

また、次の場合を除き第三者へ閲覧させ、提供しないものとする。

① 法令に基づく場合

